

公告第2020-08号
2020年10月28日

被 保 險 者 各 位

富士石油健康保険組合
理事長 平野 雅洋
(公 印 略)

任意継続被保険者の標準報酬月額について
(公 告)

標記について、健康保険法第47条の規定により公告する。

1. 任意継続被保険者の標準報酬月額

次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とする。

- (1) 当該任意継続被保険者が、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- (2) 前年の9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額

2. 上記1.(2)の平均標準報酬月額(2020年9月30日現在)

第30級 : 500,000円

3. 適用開始時期

2021年4月1日(適用期間:2021年4月1日~2022年3月31日)

以 上

参考(2020年9月30日現在)

- 1. 被保険者数 605人
- 2. 標準報酬月額総額 296,580千円
- 3. 平均報酬月額 490,215円
- 4. 標準報酬月額 500,000円